

第25回参議院議員通常選挙

■問合せ：上越市選挙管理委員会事務局 ☎025・526・5111、内線1388

大事な投票、忘れずに!



任期満了(満了日、7月28日㊿)に伴う参議院議員通常選挙が行われます。

今回の選挙では、県の区域を単位とする「新潟県選出議員選挙」(候補者名を記入)と、全国を単位とする「比例代表選出議員選挙」(候補者名または政党名を記入)の2種類が行われます。

選挙は、皆さんの意思を政治に反映する大切な機会です。棄権せずにあなたの大切な一票を生かすため投票しましょう。

なお、投票日、投票所の変更、投票時間の繰り上げについては広報上越7月1日号で詳しくお知らせします。

(注)本原稿作成時点では、投票日が未定のため、この記事の中では、7月4日㊿公示、21日㊿投票の場合を記載しています。

投票できる人

(7月21日㊿投票日の場合)

平成13年7月22日までに生まれた人(選挙当日満18歳以上)で、平成31年4月3日以前から引き続き上越市に住民登録をしている人です。



期日前投票

投票日に、仕事や用事、旅行などで投票所へ行くことができない人は、期日前投票を行ってください。市内のどの期日前投票所でも投票できます。

期間：7月5日㊿～20日㊿

(公示日の翌日～投票日の前日)

時間：午前8時30分～午後8時
(エールとコーしは午前10時～午後8時)

▼ところ：市民プラザ(土橋)、福祉交流プラザ(寺町2)、「直江津ショッピングセンターエールモール(西本町3)」、「イオン上越店とアコーレ」(富岡)、各総合事務所・各コミュニティプラザ(柿崎区は柿崎保健センター)

※右記のほか日時を限定した期日前投票所もあります

不在者投票

いずれも事前に手続きが必要です。希望する人は早めに市選挙管理委員会事務局に連絡してください。手続

に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

●指定病院などでの不在者投票

上越地域医療センター病院、県立中央病院、新潟労災病院、上越総合病院、特別養護老人ホームおよび老人保健施設など指定の病院や施設に入院・入所している人は、その病院等で不在者投票ができます。投票用紙の交付申請手続きなど、詳しくは市選挙管理委員会事務局または病院、施設の係員に問い合わせてください。市外の病院や施設に入院・入所している人が不在者投票を希望する場合は、早めに市選挙管理委員会事務局へ申し出てください。

●身体に障害のある人の郵便などによる不在者投票

次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、自宅から郵便などによる投票ができます。新たに希望する人は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

(1)身体障害者手帳を持っている人で障害の程度が①～③のいずれかに

<住所を異動した人の投票場所>

区分	要件	投票場所
市内の異動	6月21日㊿までに転居の届出をした人	新住所地
	6月22日㊿以降に転居の届出をした人	前住所地
市外から転入	平成31年4月3日までに他の市区町村から上越市へ転入の届出をした人	新住所地
	平成31年4月4日以降に他の市区町村から上越市へ転入の届出をした人	前住所地
市外へ転出	平成31年4月3日までに他の市区町村へ転入の届出をした人	新住所地
	平成31年4月4日以降に他の市区町村へ転入の届出をした人	前住所地

投票するときは入場券を持って投票所へ

投票するときは、入場券をお持ちください。入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所で係員に申し出てください。○入場券は7月4日㊿までに各世帯へ郵送します。○投票所は入場券に記載されていますので、必ず確認してください。

- 該当する人
- ①両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級
 - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級
 - ③免疫、肝臓の障害が1級～3級
- (2)戦傷病者手帳を持っている人で障害の程度が①か②のいずれかに該当する人
- ①両下肢、体幹の障害が「特別項症」～「第2項症」
 - ②内臓機能の障害が「特別項症」～「第3項症」
 - ③介護保険「要介護5」の人

きない人は、市選挙管理委員会事務局に投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をする必要があります。

不在者投票は、滞在地で行った不在者投票の投票用紙が投票日までに上越市選挙管理委員会事務局へ到着する必要があります。早めに手続きをしてください。

書類に必要な事項を記入のうえ、上越市選挙管理委員会事務局(〒941-8601 上越市木田1-1-3)へ郵送してください。

※(1)～(3)の項目に該当し、かつ上肢もしくは視覚の障害の程度が身体障害者手帳で1級または戦傷病者手帳で「特別項症」～「第2項症」の人は、事前に手続きをすると代理人の記載で投票できます。

●他の市区町村に滞在している人の不在者投票

仕事などで他の市区町村に滞在し、選挙期間中に上越市へ帰ることがで

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に

